

香川県科学技術研究センター規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月22日

香川県知事 浜田恵造

香川県規則第13号

香川県科学技術研究センター規則の一部を改正する規則

香川県科学技術研究センター規則（平成12年香川県規則第146号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(利用の許可を要する施設等)</p> <p>第3条 センターのうちセンター条例第3条（センター条例第4条第7項後段において読み替えて適用する場合を含む。）の許可を受けなければならない施設及び機器は、メカトロ研究室、バイオ研究室、一般研究室、<u>産学官連携推進室及び屋上（センターの管理上支障がないものとして知事が定める屋上の部分に限る。以下同じ。）並びに共同機器室及びバイオ関連共同実験室の機器とする。</u></p>	<p>(利用の許可を要する施設等)</p> <p>第3条 センターのうちセンター条例第3条（センター条例第4条第7項後段において読み替えて適用する場合を含む。）の許可を受けなければならない施設及び機器は、メカトロ研究室、バイオ研究室、一般研究室<u>及び産学官連携推進室並びに共同機器室及びバイオ関連共同実験室の機器とする。</u></p>
<p>(利用者の資格)</p> <p>第4条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 前3項に定めるもののほか、研究室（メカトロ研究室、バイオ研究室又は一般研究室をいう。以下同じ。）に係るセンター条例第3条の許可を受けているものは、当該許可を受けている期間内に限り、当該許可に係る研究開発の一部を屋上で行う必要がある場合には、屋上を利用ることができる。</p>	<p>(利用者の資格)</p> <p>第4条 略</p> <p>2・3 略</p>
<p>(利用の許可)</p> <p>第5条 研究室（屋上を含む。第6条第3項第2号及び第8条第2項において同じ。）又は産学官連携推進室（以下「研究室等」という。）に係るセンター条例第3条前段の規定による利用の許可（以下この章において「利用許可」という。）を受けようとする共同研究グループの代表者、実用化研究企業又は連携推進事業法人は、知事が定める日までに、研究室等利用許可申請書（第1号様式）を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の研究室等利用許可申請書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添付しなければならない。</p>	<p>(利用の許可)</p> <p>第5条 研究室（メカトロ研究室、バイオ研究室又は一般研究室をいう。以下同じ。）又は産学官連携推進室（以下「研究室等」という。）に係るセンター条例第3条前段の規定による利用の許可（以下この章において「利用許可」という。）を受けようとする共同研究グループの代表者、実用化研究企業又は連携推進事業法人は、知事が定める日までに、研究室等利用許可申請書（第1号様式）を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の研究室等利用許可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p>

(1) 研究室又は产学官連携推進室を利用しようとする場合 次に掲げる書類

ア 産学官共同研究、実用化研究又は産学官連携推進事業（以下「产学官共同研究等」という。）の概要を記載した書類

イ 共同研究グループ、実用化研究企業又は連携推進事業法人であることを明らかにする書類

ウ 産学官共同研究等の年次実施計画を記載した書類

エ アからウまでに掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(2) 屋上を利用しようとする場合 次に掲げる書類

ア 屋上の利用に関する計画を記載した書類及び図面

イ アに掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

3～5 略

(1) 産学官共同研究、実用化研究又は産学官連携推進事業（以下「产学官共同研究等」という。）の概要を記載した書類

(2) 共同研究グループ、実用化研究企業又は連携推進事業法人であることを明らかにする書類

(3) 産学官共同研究等の年次実施計画を記載した書類

(4) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

3～5 略

第1号様式（第5条関係）

(その1)

略

(その2)

研究室等利用許可申請書（屋上用）

年　月　日

香川県知事 殿
〔指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、指定管理者〕

申請者（共同研究グループの場合）

グループ名

代表者 住所

氏名

（実用化研究企業の場合）

主たる事務所の所在地

名称

代表者の氏名

香川県科学技術研究センター屋上の利用の許可を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

利 用 期 間	年　月　日から　年　月　日まで
屋 上 を 利 用 す る 理 由	
研究開発を行う研究室の種別 及び当該研究室の利用期間	1 メカトロ研究室 2 バイオ研究室 3 一般研究室 全部利用（　　室） 4 一般研究室 分割利用（　　室） 利用期間： 年　月　日から　年　月　日まで
連 絡 先	担 当 者 氏 名
	所属機関・役職 又は担当部署
	電 話 番 号
	F A X 番 号
備 考	

第1号様式（第5条関係）

略

第4号様式（第11条関係）

(その1)

略

(その2)

研究室等改造等承認申請書（屋上用）

年　月　日

香川県知事 殿
〔指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、指定管理者〕

申請者（共同研究グループの場合）

グループ名

代表者 住所

氏名

（実用化研究企業の場合）

主たる事務所の所在地

名称

代表者の氏名

香川県科学技術研究センター屋上の改造等の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

改造等が必要な理由	
改 造 等 の 内 容	
改造等に要する期間	年　月　日から　年　月　日まで

注 改造等の内容が分かる図面等を添付してください。

第4号様式（第11条関係）

略

第5号様式（第13条関係）

(その1)

略

(その2)

研究室等利用中止届（屋上用）

年　月　日

香川県知事 殿
〔指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、指定管理者〕

届出者（共同研究グループの場合）

グループ名

代表者 住所

氏名

（実用化研究企業の場合）

主たる事務所の所在地

名称

代表者の氏名

香川県科学技術研究センター屋上の利用を中止したいので、次のとおり届け出ます。

利 用 を 中 止 す る 日	年　月　日
利 用 を 中 止 す る 理 由	
利 用 中 止 後 の 連 絡 先	研究代表者住所 又は担当部署
	研究代表者氏名 又は担当者氏名
	電 話 番 号

第5号様式（第13条関係）

略

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。